試験係員の指示があるまで、開いたり、裏返したりしないでください。

# 令和 4 年度 通信研修「会計学」 修了試験問題

## 令和5年1月11日(水)実施

## 【受験上の注意事項】

- 1 試験については、全て試験係員の指示に従ってください。
- 2 答案用紙は17ページあります。各ページに地方研修(支)所名 及び受験番号を記入してください。
- 3 解答は、必ず答案用紙に黒鉛筆 (B程度のものでシャープペンシルを含む。)、黒・青のボールペン (消せるものを除く。) 又は万年筆で記入してください。
- 4 試験問題は17ページあります。
- 5 試験問題の内容についての質問には、一切答えられません。 試験問題の印刷の不鮮明等、乱丁、落丁、用便その他やむを得な い事情があるときは、黙って手を挙げ、試験係員の指示に従ってく ださい。
- 6 試験時間は、正味3時間です。

### 【第一問】

「企業会計原則」、「企業会計原則注解」及び「外貨建取引等会計処理基準」に関する次の1から5の記述について、正しいと認められるものには答案用紙の正誤欄に〇を付し、誤っていると認められるものには×を付すとともに、誤っている理由を理由欄に簡潔に記入しなさい。

なお、正誤欄の全てに○を付した場合は採点しない。

- 1 単一性の原則は、個々の財務諸表の作成目的が異なっても、経済的事実を反映した 会計記録から財務諸表が作成されるべきものであり、その内容は実質同一でなければ ならないことを要求するものである。
- 2 企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。
- 3 受取手形、売掛金等の当該企業の主目的たる営業取引により発生した売上債権は流動資産に分類されるが、これらの債権で破産更生債権等となった場合は、固定資産たる投資その他の資産に分類しなければならない。
- 4 国庫補助金で取得した固定資産について圧縮記帳をした場合には、取得原価から国 庫補助金に相当する金額を控除した残額のみを記載し、当該国庫補助金の金額を注記 する方法で貸借対照表に表示しなければならない。
- 5 外貨建取引等の換算の諸方法は、複数レート法と単一レート法の二つに分類されるが、決算日レート法は複数レート法に分類され、テンポラル法は単一レート法に分類される。

### 【第二問】

- 1 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に関する以下の各間に答えなさい。
  - (1) デリバティブ取引の会計の特徴を三つ述べなさい。
  - (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務を、時価をもって貸借対照表 価額とする理由について述べなさい。
  - (3) ヘッジ取引とはどのような取引をいうのかを述べなさい。
  - (4) ヘッジ取引について、ヘッジ会計を適用しない場合に生じる問題点を述べなさい。

- 2 「研究開発費等に係る会計基準」(以下「研究開発費等基準」という。)に関する以下 の各間に答えなさい。
  - (1) 研究開発費に係る会計処理を述べなさい。
  - (2) 市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費について、研究開発費に該当する部分を除き、資産として計上しなければならない理由を三つ述べなさい。
  - (3) 自社利用のソフトウェアの会計処理について、研究開発費等基準が無形固定資産に計上しなければならないものとしている費用を二つ挙げなさい。
  - (4) A株式会社(年1回決算、決算日3月31日)は、市場販売目的のソフトウェアの 企画、制作及び販売を行っている。

次の〔資料〕により、X5年3月期からX7年3月期における各期のソフトウェアの 償却に関する仕訳を見込販売収益に基づく場合について示しなさい。

なお、計算の過程で千円未満の端数が生じた場合には、解答の金額を算出する最終金額を四捨五入すること。

### [資料]

① X4 年4月に無形固定資産として計上したソフトウェア制作費は 96,000 千円である。

なお、ソフトウェアの見込有効期間は3年である。

② 販売開始時における見込販売数量及び見込販売収益は次のとおりであった。

|           | 見込販売数量  | 見込販売収益     |
|-----------|---------|------------|
| X5 年 3 月期 | 1,900 個 | 285,000 千円 |
| X6 年 3 月期 | 2,160個  | 324,000 千円 |
| X7年3月期    | 2,000 個 | 300,000 千円 |
| 合 計       | 6,060 個 | 909,000 千円 |

③ X5年3月期は上記②のとおり販売されたが、同期末に見込販売数量及び見込販売収益を次のとおり変更した。

なお、販売開始時の見積りは合理的であった。

|           | 見込販売数量  | 見込販売収益     |  |  |
|-----------|---------|------------|--|--|
| X6 年 3 月期 | 2,060 個 | 304,880 千円 |  |  |
| X7年3月期    | 1,890 個 | 279,720 千円 |  |  |

④ X6年3月期の実績販売数量及び実績販売収益は次のとおりであった。

|           | 実績販売数量  | 実績販売収益     |  |  |
|-----------|---------|------------|--|--|
| X6 年 3 月期 | 2,075 個 | 305,025 千円 |  |  |

- 3 次の先生と生徒の会話について、以下の問に答えなさい。
  - (先生) 今日は、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を中心に考えてみたいと思います。 この会計基準では、貸借対照表の区分の考え方とその効果が述べられていますが、分かりますか?
  - (生徒) はい。貸借対照表の区分の考え方とその効果は、(ア )と考えられます。
  - (先生) そのとおりです。この考え方では、資産と負債の範囲が重要になります。 資産と負債については、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」で 定義されていますが、説明できますか?
  - (生徒) 一般的に、資産とは (イー)、負債とは (ウー)と定義されています。
  - (先生) 純資産の部は、株主資本とそれ以外の項目から構成されていますね。 株主資本の控除項目として、自己株式があります。そもそも自己株式の 本質については、「資産として扱う考え方」と「資本の控除として扱う考え 方」があり、現行の会計基準では「資本の控除として扱う考え方」を採用 しています。どのような理由から採用しているか分かりますか?
  - (生徒) 「資本の控除として扱う考え方」は、(エー)を論拠としています。 ところで、株主資本以外の項目として、例えば新株予約権がありますが、 新株予約権を株主資本と区別して計上している理由について教えてください。
  - (先生) 新株予約権は(オー)という理由から、株主資本と区別して計上しています。
  - (生徒) 分かりました。ありがとうございました。

空欄(ア)から(オ)に当てはまる文章を答案用紙に記入しなさい。

### 【第三問】

以下の各問に答えなさい。

なお、日数の計算は、便宜上、全て月割計算で行い、計算の過程で生じた千円未満の端数は、解答の金額を算出する最終金額を四捨五入すること。減価償却の仕訳は間接法で行うこと。

また、仕訳が不要である場合には答案用紙の借方科目欄に「仕訳不要」と記入し、決済は「現金預金」勘定を使用すること。資料以外の事項については考慮する必要はなく、 税効果会計は適用しない。

1 A株式会社(年1回決算、決算日3月31日)が、次の〔資料〕に掲げる条件で取得した機械装置に関する以下の一連の取引について仕訳を示しなさい。

なお、時の経過による資産除去債務の調整額は「利息費用」勘定を、除去に要する 支出額と取得時の見積額との差額は「履行差額」勘定を使用すること。

### [資料]

- ① X2年4月1日に機械装置を141,598千円で取得し、代金を支払った。 なお、当該機械装置は同日から使用しており、耐用年数6年の定額法(残存価 額0円)により減価償却を行う。
- ② 当該機械装置は使用後に除去すべき法的義務があり、取得時に、除去に要する 支出額を9,200千円と見積もっている。
- ③ 資産除去債務は取得時にのみ発生するものとし、割引率は年1.5%で算定する。
- (1) X2年4月1日 機械装置を取得し、これに関する資産除去債務を計上した。
- - 減価償却(除去費用の費用配分額を含む。)及び時の経過による資産除去債務の調 整を行った。
- (3) X8年3月31日

(2) X3年3月31日

減価償却(除去費用の費用配分額を含む。)及び時の経過による資産除去債務の 調整を行った。また、機械装置の使用を終了したので除去し、除去費用 9,430 千円 を支払った。

なお、機械装置の処分価値はなかった。

2 P株式会社(以下「P社」という。)とS株式会社(以下「S社」という。)は、X6年 4月1日にP社を完全親会社としS社を完全子会社とする株式交換を行った。 次の〔資料〕に基づき、この株式交換により P社が行うべき仕訳を示しなさい。

#### 「資料〕

- ① P社及びS社の発行済株式総数は、P社 30,000 株、S社 20,000 株であり、こ の株式交換により P 社が S 社株主に交付する P 社株式は、 S 社株式 1 株につき 0.5 株の比率である。
- ② 当該株式交換は取得とされ、P社が取得企業、S社が被取得企業とされた。
- ③ 株式交換日(企業結合日)におけるP社株式の時価は、1株当たり50千円であ
- ④ S社の株式交換日(企業結合日)前日の貸借対照表は次のとおりである。

貸借対照表 X6 年 3 月 31 日現在 (単位:千円)

| 資 |   | 産 | 金  | 額      | 負債 | ・純  | 資産 | 金 | 額        |
|---|---|---|----|--------|----|-----|----|---|----------|
| 諸 | 資 | 産 | 88 | 80,000 | 諸  | 負   | 債  |   | 430, 000 |
|   |   |   |    |        | 資  | 本   | 金  |   | 410,000  |
|   |   |   |    |        | 繰越 | 利益剰 | 余金 |   | 40,000   |
| 合 |   | 計 | 88 | 30,000 | 合  |     | 計  |   | 880, 000 |

⑤ P社は、増加すべき払込資本のうち 320,000 千円を資本金とし、残額をその他 資本剰余金とする。

3 次の〔資料〕に基づき、B株式会社(年1回決算、決算日3月31日)のストック・オプションに関する以下の一連の取引について仕訳を示しなさい。

費用計上に際しては「株式報酬費用」勘定を使用すること。

### [資料]

B株式会社は、X3年6月の株主総会で、自社の従業員等216名に対し次の条件でストック・オプションを付与することを決議し、X3年7月1日に付与した。

- ① ストック・オプションの数:従業員等1名当たり10個
- ② ストック・オプションの権利行使により与えられる株式数: 1個につき4株
- ③ ストック・オプションの権利行使時の払込金額: 1 株につき 25 千円
- ④ ストック・オプションの権利確定日: X5 年6月30日
- ⑤ ストック・オプションの権利行使期間: X5年7月1日から X7年6月30日
- ⑥ 付与されたストック・オプションは、他者に譲渡できない。
- ⑦ 付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価: 1個当たり10千円
- ⑧ 資 本 金 組 入 額:会社法規定の最低限度額
- (1) X3 年 7 月 1 日 (付与日)、付与時点で X5 年 6 月 30 日までに 10 名の退職による失効を見込んでいる。
- (2) X4年3月31日(決算日)、退職による失効の見込みを8名に修正した。
- (3) X5年3月31日(決算日)、退職による失効の見込みを12名に修正した。
- (4) X5年6月30日(権利確定日)、退職による失効は11名であった。
- (5) X6 年 9 月 30 日、従業員等 201 名が付与されたストック・オプションの全てを権利行使し、口座に払込金額が入金されたため新株を発行した。
- (6) X7年6月30日、権利行使期間が満了し、上記(5)以外にストック・オプションの権利は行使されなかった。
- 4 C株式会社(年1回決算、決算日3月31日)における以下の一連の資金取引に関して、振当処理による仕訳を示しなさい。なお、借入利息については、考慮する必要はない。為替相場は、次の〔資料〕のとおりである。
  - (1) X8年2月1日に米国の企業から900千ドルを借入れ(X9年1月31日に元金一括返済)、円に両替した。また、同日に返済額についてX9年1月31日を実行日とするドル買い為替予約を締結した。
  - (2) X8年3月31日(決算日)を迎えた。
  - (3) X9 年 1 月 31 日に当該借入金を全額返済した。

〔資料〕為替相場の推移(1ドル当たり)

|        | X8年2月1日 | X8年3月31日 | X9年1月31日 |
|--------|---------|----------|----------|
| 直物為替相場 | 109 円   | 111 円    | 115 円    |
| 先物為替相場 | 110 円   | 112 円    | 115 円    |

※ 先物為替相場は、各日付における X9 年 1 月 31 日に見込まれる相場である。

5 D株式会社(年1回決算、決算日3月31日) は、次の〔資料〕の条件で社債を発行した。以下の一連の取引について、実効利子率を年2.04%として償却原価法(利息法) を適用した場合の仕訳を示しなさい。

### [資料]

- ① 額面金額:600,000 千円(発行価額は額面100円につき96.5円)
- ② 発行日: X4年4月1日
- ③ クーポン利子率:年1.3%(利払日は9月末日と3月末日)
- ④ 償還期間:5年
- (1) X4年4月1日、社債を発行した。
- (2) X5 年 3 月 31 日、利払日につき、社債利息の支払及び社債発行差額に関する処理を行った。
- (3) X5 年 9 月 30 日、利払日につき、社債利息の支払及び社債発行差額に関する処理を行った。また、額面金額 200,000 千円を額面 100 円につき 98 円(裸相場)で買入償還した。

### 【第四問】

- 1 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下「退職給付基準」という。) に規定された確定給付制度の会計処理に関する以下の各間に答えなさい。
  - (1) 退職給付基準では、将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用とするとともに負債の部に計上する会計処理を採用しており、企業会計原則における引当金の要件を満たした会計処理と考えられる。

そこで、将来の退職給付のうち当期の負担に属する額がどのように引当金の要件 を満たしているのかを述べなさい。

- (2) 退職給付基準では、退職給付に関する負債の計上額の計算に当たって「退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債として計上する。」と規定している。この理由を述べなさい。
- (3) A株式会社(年1回決算、決算日3月31日)は、退職一時金制度及び企業年金制度を採用しており、設立当初から退職給付基準に規定された確定給付制度の会計処理を適用している。

次の〔資料〕に基づき、当期の退職給付費用及び当期末の退職給付引当金残高の 金額を計算し、答案用紙に記入しなさい。

### 〔資料〕

- ① 期首における退職給付債務は 730,000 千円、年金資産の時価は 210,000 千円 である。
- ② 期首において未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用はない。
- ③ 当期の勤務費用は 15,400 千円、割引率は年 0.8%、長期期待運用収益率は年 1.2%である。

- ④ 期中に企業年金基金に掛金3,400千円を拠出している。
- ⑤ 期中の退職者に、退職一時金 8,800 千円を支給するとともに、企業年金基金から 6,500 千円が支給されている。
- ⑥ 期末における実績値に基づく退職給付債務は 738,250 千円、企業年金資産の 時価は 208,300 千円である。
- ⑦ 期末において退職給付債務と年金資産に数理計算上の差異が生じており、当期から平均残存勤務期間である10年間にわたり定額法で費用処理する。
- 2 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計 基準」(以下「変更・誤謬等基準」という。)に関する以下の各問に答えなさい。
  - (1) 会計上の見積りの変更について、その原則的な取扱いが遡及適用しないこととされている理由を述べなさい。
  - (2) 変更・誤謬等基準において、有形固定資産の減価償却方法の変更が、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」に該当するとしている理由を述べなさい。
  - (3) 次の〔資料〕及び変更・誤謬等基準に基づき、B株式会社(年1回決算、決算日3月31日)の決算日(X5年3月31日)における機械装置の減価償却費の金額を求めるとともにその計算過程を示しなさい。

なお、計算の過程で生じた千円未満の端数は、解答の金額を算出する最終金額を 四捨五入すること。

#### 「資料〕

- ① X2年4月1日に機械装置を145,000千円で取得し、同日から使用を開始している。
- ② 減価償却は、定率法(耐用年数7年、定率法の償却率0.286、残存価額0円) によっている。
- ③ 正当な理由に基づき、当期首から機械装置の減価償却方法を従来の定率法から定額法に変更することとした。

### 【第五問】

- 1 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下「連結基準」という。) に関する以下の各間に答えなさい。
  - (1) 連結財務諸表の作成については、親会社説と経済的単一体説の二つの考え方がある。両説における①資本に関する考え方及び②非支配株主持分の連結貸借対照表の表示方法を述べなさい。
  - (2) 連結基準が採用している子会社の判定基準について、①判定基準の名称を答案用紙に記入するとともに、②連結基準がその判定基準を採用している理由を述べなさい。

2 次の〔資料〕に基づいて、当期(自 X6 年4月1日至 X7 年3月31日)の連結決算 における連結精算表を完成させなさい。

なお、税効果会計は適用しない。

### [資料]

- (1) P株式会社(以下「P社」という。)は、前期末(X6年3月31日)にS株式会社(以下「S社」という。)の議決権付株式総数の80%を95,800千円で一括取得し、S社に対する支配を獲得した。
- (2) P社及びS社のX6年3月31日の個別貸借対照表は、次のとおりである。

# 貸借対照表

X6年3月31日現在

(単位:千円)

|   | 資 | 産 |   | P 社         | S 社      | 負債 | • 純資産 | P 社         | S 社      |
|---|---|---|---|-------------|----------|----|-------|-------------|----------|
| 諸 | Ĭ | 至 | 産 | 1, 240, 500 | 495, 000 | 諸  | 負 債   | 627, 000    | 388, 800 |
| 土 |   |   | 地 | 60,000      | 6,800    | 資  | 本 金   | 600, 000    | 75, 000  |
| S | 社 | 株 | 式 | 95, 800     | _        | 利益 | 剰余金   | 169, 300    | 38, 000  |
|   | 合 | 計 |   | 1, 396, 300 | 501, 800 | 合  | 計     | 1, 396, 300 | 501, 800 |

- (3) 前期末におけるS社の土地の時価は 8,100 千円であり、諸資産及び諸負債の時価は、帳簿価額と同一であった。
- (4) のれんが発生した場合は、当期から10年間で均等償却する。
- (5) P社及びS社の当期の個別貸借対照表、個別損益計算書及び個別株主資本等変動計算書は、次のとおりである。

## 貸借対照表

X7年3月31日現在

(単位:千円)

| 資 産     | P 社         | S 社      | 負債・純資産 | P 社         | S 社      |
|---------|-------------|----------|--------|-------------|----------|
| 諸 資 産   | 974, 800    | 415, 500 | 諸 負 債  | 504, 300    | 299, 030 |
| 売 掛 金   | 145, 000    | 50,000   | 買 掛 金  | 144, 000    | 51, 700  |
| 貸倒引当金   | △ 2,900     | △ 1,000  | 未払法人税等 | 13, 700     | 4,600    |
| 商品      | 149, 100    | 54, 200  | 未払費用   | _           | 170      |
| 未 収 収 益 | 200         | _        | 長期借入金  | _           | 60,000   |
| 土 地     | 45, 000     | 23, 300  | 資 本 金  | 600,000     | 75, 000  |
| S 社 株 式 | 95, 800     | _        | 利益剰余金  | 205, 000    | 51, 500  |
| 長期貸付金   | 60,000      | _        |        |             |          |
| 合 計     | 1, 467, 000 | 542,000  | 合 計    | 1, 467, 000 | 542,000  |

## 損 益 計 算 書

自 X6 年 4 月 1 日 至 X7 年 3 月 31 日 (単位:千円)

| 費用           | P 社         | S 社      | 収 益      | P 社         | S 社      |
|--------------|-------------|----------|----------|-------------|----------|
| 売 上 原 価      | 828, 300    | 302, 900 | 売 上 高    | 1, 120, 000 | 397, 200 |
| 諸 費 用        | 256, 700    | 72,000   | 受 取 利 息  | 2, 400      | _        |
| 貸倒引当金繰入額     | 1,000       | 300      | 受取配当金    | 9,600       | _        |
| 支 払 利 息      | _           | 1,800    | その他営業外収益 | 42,800      | 9,800    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 27, 300     | 9,000    | 固定資産売却益  | 2, 200      | _        |
| 当期純利益        | 63, 700     | 21,000   |          |             |          |
| 合 計          | 1, 177, 000 | 407, 000 | 合 計      | 1, 177, 000 | 407, 000 |

## 株主資本等変動計算書

自 X6 年 4 月 1 日 至 X7 年 3 月 31 日 (単位:千円)

|             |         | •          | ,        | 1 1 2 1 1 1 1 1 1 |  |  |
|-------------|---------|------------|----------|-------------------|--|--|
|             | 株主資本    |            |          |                   |  |  |
|             | 資 2     | <b>上</b> 金 | 利益乗      | 利益剰余金             |  |  |
|             | P 社     | S 社        | P 社      | S 社               |  |  |
| 当期首残高       | 600,000 | 75,000     | 169, 300 | 38,000            |  |  |
| 当期変動額       |         |            |          |                   |  |  |
| 剰余金の配当      |         |            | △28, 000 | △7, 500           |  |  |
| 当期純利益       |         |            | 63, 700  | 21,000            |  |  |
| 株主資本以外の項目   |         |            |          |                   |  |  |
| の当期変動額 (純額) |         |            |          |                   |  |  |
| 当期変動額合計     | _       | _          | 35, 700  | 13, 500           |  |  |
| 当期末残高       | 600,000 | 75, 000    | 205, 000 | 51, 500           |  |  |

- (6) S社は当期よりP社に掛けで商品を販売しており、S社の売上高のうち 100,000 千円はP社に対するものである。
  - S社はP社に対して20%の利益を加算して商品を販売しており、P社の期末商品 のうち 9,600 千円は、S社から仕入れたものである。
- (7) 上記(6)の取引のうち、S社の当期末における売掛金残高は12,000 千円であり、S 社は売掛金に対して2%の貸倒引当金を設定している(前期末にはP社への売掛金 残高は無かった。)。
- (8) P社は、当期中に前期末帳簿価額 15,000 千円の土地を 16,500 千円でS社に売却 している。
  - なお、S社が取得したこの土地は、企業集団外部に売却されていない。
- (9) P社は、S社に対して長期貸付金24,000千円を有している。この貸付金は、X6年 8月1日に期間10年、元本一括返済、年利率2%で貸し付けたものであり、利払日 は、1月末日と7月末日である。

### 【第六問】

〔資料 I 〕及び〔資料 II 〕に基づき、答案用紙に示した甲株式会社の第 52 期(自 X22 年 4 月 1 日至 X23 年 3 月 31 日)における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を完成させなさい。

## 解答上の留意事項

- 1 会社法及び会社計算規則に準拠すること。
- 2 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」は適用しない。
- 3 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式で処理されているものとし、特に指示のない限り消費税等について考慮する必要はない。
- 4 税効果会計については、適用する旨の記載がある項目についてのみ適用し、記載のない項目については考慮する必要はない。繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとし、適用に当たっての実効税率は前期、当期ともに30%とする。
- 5 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的方法によるものとし、 金額の重要性は考慮しない。
- 6 為替相場に関するデータは次のとおりである。 X23 年 3 月 31 日の直物為替相場 1 ドル=112 円 X23 年 3 月期 (第 52 期) の期中平均為替相場 1 ドル=114 円
- 7 日数の計算は、便宜上、全て月割計算で行う。
- 8 計算の過程で千円未満の端数が生じた場合には、解答の金額を算出する最終金額を 四捨五入すること。
- 9 解答の金額がマイナスとなる場合には、金額の前に「△」を付すこと。
- 10 資料以外の事項については考慮する必要はない。

# 〔資料 I 〕

# 決算整理前残高試算表

X23年3月31日

(単位:千円)

| _ |     |     |   | •           | /1 OI H |            |          |    | (十一元・111)   |
|---|-----|-----|---|-------------|---------|------------|----------|----|-------------|
| 勘 | 定   | 科   | 目 | 金額          | 勘       | 官 君        | 科        | 目  | 金額          |
| 現 | 金   | 預   | 金 | 159, 640    | 支 拮     | 4 =        | 手        | 形  | 130, 840    |
| 受 | 取   | 手   | 形 | 234, 705    | 買       | 掛          |          | 金  | 160, 720    |
| 売 | ‡   | 卦   | 金 | 283, 060    | 借       | 入          |          | 金  | 191, 500    |
| 有 | 価   | 証   | 券 | 129, 595    | 未 払     | 西己         | 当        | 金  | 42, 300     |
| 繰 | 越   | 商   | 品 | 149, 806    | 仮 受     | 消費         | 税        | 等  | 427, 900    |
| 貸 | 1   | 寸   | 金 | 45, 000     | 貸倒      | 引          | 当        | 金  | 7, 467      |
| 仮 | 払 消 | 費税  | 等 | 354, 700    | 賞 与     | 引          | 当        | 金  | 24, 100     |
| 仮 | 払   | 税   | 金 | 21, 150     | 建物減     | 価償去        | 1 累計     | 額  | 172, 800    |
| 仮 | 1   | 7   | 金 | 91, 575     | 機械装置    | 減価償        | 却累計      | 十額 | 58, 382     |
| 自 | 己   | 株   | 式 | 39, 680     | 車両減     | 価償ま        | 1 累計     | 額  | (各自推定)      |
| 建 |     |     | 物 | (各自推定)      | 社       |            |          | 債  | (各自推定)      |
| 機 | 械   | 装   | 置 | 103, 400    | 資       | 本          |          | 金  | 820, 000    |
| 車 |     |     | 両 | 6, 300      | 新株式     | 申込         | 証 拠      | 金  | 52, 500     |
| 土 |     |     | 地 | 736, 900    | 資 本     | 準          | 備        | 金  | 115, 000    |
| 繰 | 延 税 | 金 資 | 産 | (各自推定)      | その他     | 資本         | 剰余       | 金  | 55, 500     |
| 仕 |     |     | 入 | 3, 183, 570 | 利 益     | 準          | 備        | 金  | 85, 800     |
| 給 | 料   | 手   | 当 | 526, 264    | 別 途     | 積          | <u> </u> | 金  | 37, 500     |
| 旅 | 費   | 交 通 | 費 | 7, 727      | 繰越和     | 可益勇        | 剰 余      | 金  | 99, 193     |
| 支 | 払ん  | 呆 険 | 料 | 6, 120      | 新株      | 予          | 約        | 権  | (各自推定)      |
| 支 | 払り  | ース  | 料 | 6, 800      | 売       |            |          | 上  | 4, 273, 250 |
| 租 | 税   | 公   | 課 | 48, 930     | 受 耳     | ر<br>ع     | fl]      | 息  | 880         |
| 支 | 払   | 家   | 賃 | 24, 510     | 有 価     | 証 券        | : 利      | 息  | 1,602       |
| そ | の他販 | 売管理 | 費 | 293, 553    | 受 取     | 酉己         | 当        | 金  | 235         |
| 支 | 払   | 利   | 息 | 2, 681      | 有価証     | 券売         | 却損       | 益  | 347         |
| 社 | 債   | 利   | 息 | 720         | 受 耳     | ک          | 家        | 賃  | 4, 520      |
| 為 | 替   | 差 損 | 益 | 238         | 仕 フ     | \ <u> </u> | 鴚        | 戻  | 1, 320      |
| 合 |     |     | 計 | (各自推定)      | 合       |            |          | 計  | (各自推定)      |

### 〔資料Ⅱ〕決算整理事項等

- 1 現金に関する事項
  - (1) 決算日 (X23 年 3 月 31 日) における現金出納帳の残高は 3,921 千円であったが、 会社の金庫の中を確認したところ、紙幣及び硬貨 2,007 千円のほか、次のものが保 管されていた。
    - イ 他社から受領した利益剰余金を原資とする配当金領収証(未処理):500 千円
    - ロ 得意先から売掛金の決済として受け取った他人振出小切手:1,320 千円 (振出日 X23 年 3 月 29 日)

なお、当該小切手は現金として処理したが、誤って1,230千円と記帳していた。

- ハ 未使用の収入印紙(購入代金は租税公課として処理済み):35 千円
- ニ ドル紙幣:6千ドル(当期中に1ドル=115円で取得し、現金として処理済み)
- (2) 上記以外で、現金出納帳の帳簿残高と現金有高との間で生じた差異については、原因不明のため、雑益又は雑損として処理する。

### 2 預金に関する事項

(1) 当座預金出納帳の残高 45,640 千円の内訳は、次のとおりである。

| A 銀 行 | 47,570 千円  | _                            |
|-------|------------|------------------------------|
| B銀行   | △ 1,930 千円 | 借越限度額 5,000 千円の当座借越契約を結んでいる。 |
|       |            | なお、借越利息については考慮する必要はない。       |

- (2) A銀行について、当社の当座預金出納帳の残高と決算日現在の銀行残高証明書の 残高(53,430 千円)を照合した結果、次の不一致の原因が判明した。
  - イ 当社が買掛金の決済のために振り出した小切手 1,360 千円及び広告宣伝費支払 のために振り出した小切手 890 千円が、決算日現在まだ当社にあった。広告宣伝 費についてはその他販売管理費勘定で処理している。
  - ロ 買掛金支払のために振り出した小切手1,870千円が、未取付けとなっていた。
  - ハ 当期に回収された売掛金870千円を貸借反対に記帳していた。
- (3) 預金は、当座預金のほかに、普通預金 60,734 千円、定期預金 49,345 千円 (満期日は X26 年 3 月 31 日) がある。

### 3 売上債権に関する事項

(1) 売掛金のうち 5,030 千円は得意先である C社に対するものであるが、同社の倒産により回収不能となったため、全額貸倒れとして処理することとした。

なお、当該売掛金の内訳は、当期発生分が 2,300 千円、前期発生分が 2,730 千円 であり、決算整理前残高試算表の貸倒引当金は、全て売上債権に関するものである。

(2) 受取手形 4,200 千円 (当期の売上に関するもの)を銀行において割り引き、割引料を差し引いた金額 4,095 千円を当座預金に入金し、同額を受取手形勘定から減額する処理をしていた。

なお、保証債務の時価を手形額面金額の2%と見積もり、「保証債務費用」勘定で 処理する。 (3) 過去の貸倒実績率に基づき、売上債権(受取手形、売掛金)の期末残高に対して 1.5%の貸倒引当金を設定する。

### 4 貸付金に関する事項

貸付金のうち 25,000 千円は、取引先のD社に対するものである(約定利子率年 2%、利払日は毎年 3月 31 日、返済期日は X26 年 3月 31 日、元本一括返済)。

当期末にこの貸付金に対する当期分の利息を受領した後、当該取引先から業績不振を理由とした貸付条件緩和の申出があり、約定利子率を 0.5%に引き下げることで合意した。

債務の弁済に重大な問題が生じたため、この貸付金を貸倒懸念債権とし、キャッシュ・フロー見積法による貸倒引当金を設定し、貸倒引当金繰入額は営業外費用の区分に表示する。

なお、上記以外の貸付金は、他の取引先の申出により短期的に貸し付けたものである(返済期日: X23 年 12 月 31 日)。

### 5 商品に関する事項

商品の評価方法は、売価還元原価法によっている。

期末の帳簿数量と実地数量の差異は在庫品の破損によるものであり、棚卸減耗損及 び商品評価損は売上原価の内訳科目とする。

当期の商品仕入の売価に関するデータは次のとおりである。

### (売価データ)

| 原始値入額     | 値上額      | 値上取消額  | 値下額      | 値下取消額  |
|-----------|----------|--------|----------|--------|
| 原価金額の 36% | 1,270 千円 | 560 千円 | 3,250 千円 | 420 千円 |

なお、期首の商品に対応する売価は 201,510 千円、期末の商品に対応する実地棚卸 高の売価は 250,000 千円である。期末商品実地棚卸高の正味売却価額は、181,618 千円 である。

## 6 有価証券に関する事項

有価証券の内訳は、次のとおりである。

| 銘 柄  | 保有目的           | 帳簿価額                    | 期末時価    | 備考                                     |
|------|----------------|-------------------------|---------|--|
| W社株式 | 売買             | 17,920 千円<br>(155 千ドル)  | 164 千ドル | (注1)                                   |
| X社社債 | 満期保有           | 30,645 千円<br>(270 千ドル)  | 280 千ドル | 額面金額 300 千ドル (注2)<br>(償還日: X27 年3月31日) |
| Y社株式 | 支 配            | 33, 780 千円<br>(300 千ドル) | 128 千ドル | (注3)                                   |
| Z社株式 | 取引上の<br>友好関係保持 | 47, 250 千円<br>(420 千ドル) | 430 千ドル | (注4)                                   |

- (注1) 全て当期中に取得したものである。
- (注2) 当期首(X22年4月1日)に発行と同時に取得したものであり、取得価額 と額面金額との差額は金利の調整と認められるため、償却原価法(定額法) を適用する。

なお、当期におけるクーポン利息は適正に処理されている。

- (注3) Y社の発行済議決権付株式総数の70%を保有している。当該株式の時価 は著しく下落しており、回復する見込みがあると認められない。
- (注4) 当期に取得したものであり、評価差額については、全部純資産直入法により処理し、税効果会計を適用する。

## 7 固定資産に関する事項

当期の減価償却は、次の方法に基づき処理する。

なお、前期までの減価償却費は、全て適正に処理されている。

|       | 取得原価      | 償却方法 | 耐用年数 | 残存価額 | 備考   |
|-------|-----------|------|------|------|------|
| 建物    | (各自推定)    | 定額法  | 25 年 | 0円   | (注1) |
| 機械装置α | 68,400 千円 | 定額法  | 8年   | 0円   | (注2) |
| 機械装置β | 35,000 千円 | 定率法  | 6年   | 0円   | (注3) |
| 車 両   | 6,300 千円  | 定率法  | 5年   | 0円   | (注4) |

(注1) X10年4月1日に取得し、同日から使用を開始しているものである。この 建物について X22年4月に改修工事を行い、同月、工事が完了した。これ により当初25年であった耐用年数は27年に延長された。耐用年数の延長 部分は資本的支出として処理し、減価償却はX22年4月から残存耐用年数 (残存価額0円)で行う。

なお、改修費用は28,125千円であり、支出時に仮払金勘定に計上したほかは未処理である。

(注2) 機械装置  $\alpha$  は、X18 年 4 月 1 日に取得し、同日から使用を開始しているものであるが、当期末において減損の兆候が見られた。

なお、割引前将来キャッシュ・フローの合計額は24,900 千円と見積もられ、正味売却価額は24,150 千円及び使用価値は23,925 千円と見積もられた。

また、減損処理の貸借対照表の表示は、減損処理前の取得原価から減損 損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする(直接控除形式)。

(注3) 機械装置  $\beta$  は、X19 年 5 月 1 日に取得し、同日から使用を開始しているものであり、X23 年 2 月 15 日に除却しているが、除却に関する取引が未処理である。

減価償却は定率法(耐用年数6年、償却率0.333)により行っている。 なお、除却した機械装置の見積売却価額は3,700千円である。 (注4) X20年10月10日から使用を開始していた旧車両(取得原価6,300千円、 耐用年数5年、償却率0.400)をX22年8月18日に下取りに出して新車両 8,200千円を購入した。

旧車両の下取価額は 2,080 千円、時価は 1,680 千円であった。下取価額 と新車両代金の差額の支払は、同日に手形(支払期日: X23 年 4 月 20 日)を振り出しているが、この旧車両を下取りに出してから新車両購入までの全ての取引が未処理である。

なお、新車両は購入日から使用を開始しており、減価償却は定率法(耐用年数5年、償却率0.400)により行う。

### 8 リースに関する事項

次の〔条件〕により、X22 年4月1日にE社(以下「貸手」という。)との間で機械装置 $\gamma$ のリース契約を借手として締結した。当期の処理は、リース料 6,800 千円を支払リース料勘定に計上しただけである。

### [条件]

- ① リース期間終了後、リース物件の所有権は無条件で当社に移転する。
- ② 解約不能のリース期間は5年である。
- ③ リース物件(機械装置 y)の経済的耐用年数は6年である。
- ④ リース料は年額 6,800 千円(毎年3月末日払)、リース料総額は34,000 千円である。
- ⑤ 貸手におけるリース物件の購入価額及び計算利子率は明らかになっていない。
- ⑥ 借手の見積現金購入価額は31,683千円である。
- ⑦ 借手の追加借入に適用されると合理的に見積もられる利子率は年 2.8%であり、 これによりリース料総額を現在価値に割り引くと(各自推定)千円である。
- ⑧ 借手の見積現金購入価額とリース料総額の割引現在価値を一致させる利子率は年 2.4%である。
- ⑨ 減価償却は、残存価額を0円とする定額法によって行う。

### 9 賞与引当金に関する事項

従業員に対して翌期6月に支払われる賞与(支給対象期間は X22 年 12 月1日から X23 年5月31日)支給見積額41,100千円のうち、当期の負担額について引当金を計上する。

また、当期中の賞与支給時には、支給額全額を給料手当勘定に計上しており、前期末に計上された引当金がそのままになっているため全額取り崩す。

なお、賞与引当金繰入額は、税務上損金として認められないため、税効果会計を適用する。

### 10 社債に関する事項

決算整理前残高試算表の社債については、次の〔条件〕により新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債)を発行したものである。

なお、X23年3月31日に新株予約権のうち80% (96個)が代用払込により権利行使されたため、新株を発行したが、未処理である。

また、社債のクーポン利息は適正に処理されており、社債発行差額は償却原価法(定額法)により処理する。

### [条件]

- ① 額面金額:60,000 千円
- ② 発行価額:額面 100 円につき 100 円 (社債の対価は 96 円、新株予約権の対価は 4 円)
- ③ 発行日: X20年4月1日
- ④ 新株予約権:1個につき20千円(120個発行)
- ⑤ クーポン利子率:年1.2%(利払日:9月末、3月末)
- ⑥ 償還期限: X25年3月31日
- (7) 付与割合:新株予約権1個につき10株
- ⑧ 権利行使価額:新株予約権の権利行使に際して出資をすべき金額は、1株につき 51 千円である。
- ⑨ 資本金組入額:会社法規定の最低限度額

### 11 自己株式及び新株発行に関する事項

決算整理前残高試算表の自己株式は、前期以前に取得した自己株式 800 株である。 当社は、自己株式の帳簿価額の算定に当たって、移動平均法を採用している。

- (1) X22 年 8 月 3 日に自己株式 400 株を取得し、取得対価 20,800 千円と取得に要した 支払手数料 350 千円を仮払金勘定に計上している。
- (2) X22 年 12 月 25 日、取締役会の決議により上記の自己株式のうち 100 株を消却したが、未処理である。
- (3) X23年1月15日、公募により、当社の株式1,000株を1株当たり発行価額52.5千円で発行することを取締役会において決議した。

当該公募については全株式について申込みを受け、払い込まれた申込金は新株式申込証拠金勘定に計上している。

X23 年 1 月 31 日に払込期日を迎えたことから、1,000 株のうち 700 株は新株を発行するとともに残り 300 株は前述の自己株式を処分したが、未処理である。

新株発行に係る払込金額については、会社法規定の最低限度額を資本金に組み入れる。

### 12 剰余金の処分に関する事項

X22年6月23日に開催された株主総会において、次の事項が決議されその効力が生じた。

(1) 剰余金の配当 42,300 千円

当該配当の原資は繰越利益剰余金 42,300 千円であり、配当金の支払については仮払金勘定で処理されている。

なお、当該配当に伴う準備金の計上が未処理である。

(2) 別途積立金の積立て 5,000 千円 繰越利益剰余金 5,000 千円を別途積立金に振り替えることとしたが、未処理である。

## 13 諸税金に関する事項

- (1) 各税目とも前期末未払計上額と納付額とに過不足はなかった。
- (2) 当期の確定税額(中間納付額控除前)は、法人税及び住民税が42,700千円、事業税が8,600千円である。

決算整理前残高試算表において、法人税及び住民税の中間納付額 21,150 千円は仮払税金勘定に、事業税の中間納付額 4,230 千円及び消費税等の中間納付額 36,400 千円は租税公課勘定に計上されている。

- (3) 消費税等の期末振替処理は未済である。
- (4) 税務上、事業税の未払分は損金として認められないため、税効果会計を適用する。

### 14 税効果会計に関する事項

- (1) 決算整理前残高試算表の繰延税金資産は前期末残高である。
- (2) 前期末及び当期末の一時差異及び永久差異は、次のとおりである。

ただし、当期末の将来減算一時差異には、上記「6 有価証券に関する事項」の Z 社株式の評価差額、「9 賞与引当金に関する事項」の賞与引当金繰入額及び「13 諸税金に関する事項」の事業税の未払分に係る一時差異は含まれていない。

|          | 前期末       | 当期末      |
|----------|-----------|----------|
| 将来減算一時差異 | 37,560 千円 | 7,490 千円 |
| 永久差異     | _         | 1,935 千円 |

### 15 その他の事項

- (1) 支払保険料のうち 2,160 千円は建物の火災保険料であり、X23 年 1 月 8 日に向こう 2 年分を一括して支払ったものである。
- (2) 受取家賃については毎年8月1日に向こう1年分を受け取っており、当該金額は前期及び当期とも同額である。

なお、期首の振替処理は適正に行われている。